

経済産業省の当面の対処方針

平成 21 年 10 月 2 日

経済産業省新型インフルエンザ対策本部

本年発生した新型インフルエンザ(A/H1N1)については、既に本格的な流行期に入っている。8月15日には、国内初の新型インフルエンザ確定患者の死亡が確認された。今後、国内で感染者数が大幅に増大するにつれて、さらに重症例、死亡例が発生する事態に備え、経済産業省として以下の対策を迅速かつ的確に実施する。

1. ライフライン・生活必需品に係る対応

エネルギー等や生活必需品の安定供給、原子力の安全、ライフライン関係施設の保安確保に支障が出ないように、社会機能の維持に関わる事業者等に対して、事業継続計画の策定に向けた指導等を行う。

2. 中小・小規模企業への支援

中小・小規模企業への「新型インフルエンザ対策に関する相談窓口」の運営、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫等に

よる金融支援対策相談窓口の運営、セーフティネット貸付等の支援策を実施する。

3. 産業界等に対する注意喚起等

関係事業者団体・独立行政法人・政府系金融機関等に対して、政府の新型インフルエンザ対策本部の基本的対処方針等を踏まえた対策を講ずるよう注意喚起等を行う。

また、新型インフルエンザの流行の状況等に対応し、産業に及ぼす影響を調査する体制を維持し、適切に対処する。

4. 経済産業省新型インフルエンザ業務継続計画の策定

新型インフルエンザの発生時等においても経済産業政策を着実に遂行すべく、策定作業中の「経済産業省新型インフルエンザ業務継続計画」については、11月中に完成する。